同志社大学大学院司法研究科

2015年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：8月31日3講時の前半45分(201号教室)

第一問

甲国と乙国の国籍を有するXは、今日に至るまでの直近の20年間、丙国に居住している。甲国は、法を異にする複数の州によって構成され、すべての州に共通の州際私法(州の間での法の抵触を解決する規則)は存在しない。Xは乙国で生まれ、丙国に移住するまでに、乙国、甲国のA州、甲国のB州の順に、それぞれ12年、7年、11年居住していた。Xの本国法は何か。 (期末試験総点80点中20点)

第二問

甲国人女Aは乙国人男B の子Cを出産し、Cは甲国籍を取得した。その後、AはBと婚姻した。さらにその後、Bは、日本に帰化して乙国籍を失い、それから間もなくCを認知した。本事案について、以下の独立した各小問に日本からの視点で答えよ。なお、本事案において反致は成立しないものとする。

(1) AとBの婚姻の時点で、Cについて準正が成立するには、いずれの国の法の要件をみたせばよいか。(期末試験総点80点中10点)

(2) AとBの婚姻の時点で、Cについて準正は成立するか。甲国法および乙国法の内容は、以下のとおりである。(期末試験総点80点中20点)

甲国法は、非嫡出父子関係の成立および非嫡出母子関係の成立について、ともに事実主義を採用する。

甲国法は、非嫡出父子関係および非嫡出母子関係の存在と父母の婚姻を要件として準正の成立を認めている。

乙国法は、非嫡出母子関係の成立について、事実主義を採用するが、非嫡出父子関係の成立は、認知によらなければ認めない。

乙国法は、裁判所の嫡出宣言によってのみ準正の成立を認めている。

(3) 認知により、BとCの間に非嫡出父子関係は成立するか。甲国法および乙国法は、非嫡出父子関係の成立について、事実主義を採用し、認知によることを認めない。(期末試験総点80点中20点)

(4) AとBの婚姻の時点で、Cについて準正が成立しない場合、Bによる認知時に準正が成立するには、いずれの国の法の要件をみたせばよいか。(期末試験総点80点中10点)